

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……

公 告

○開発行為に関する工事完了……
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……

告 示

◎東京都告示第五百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月二十三日

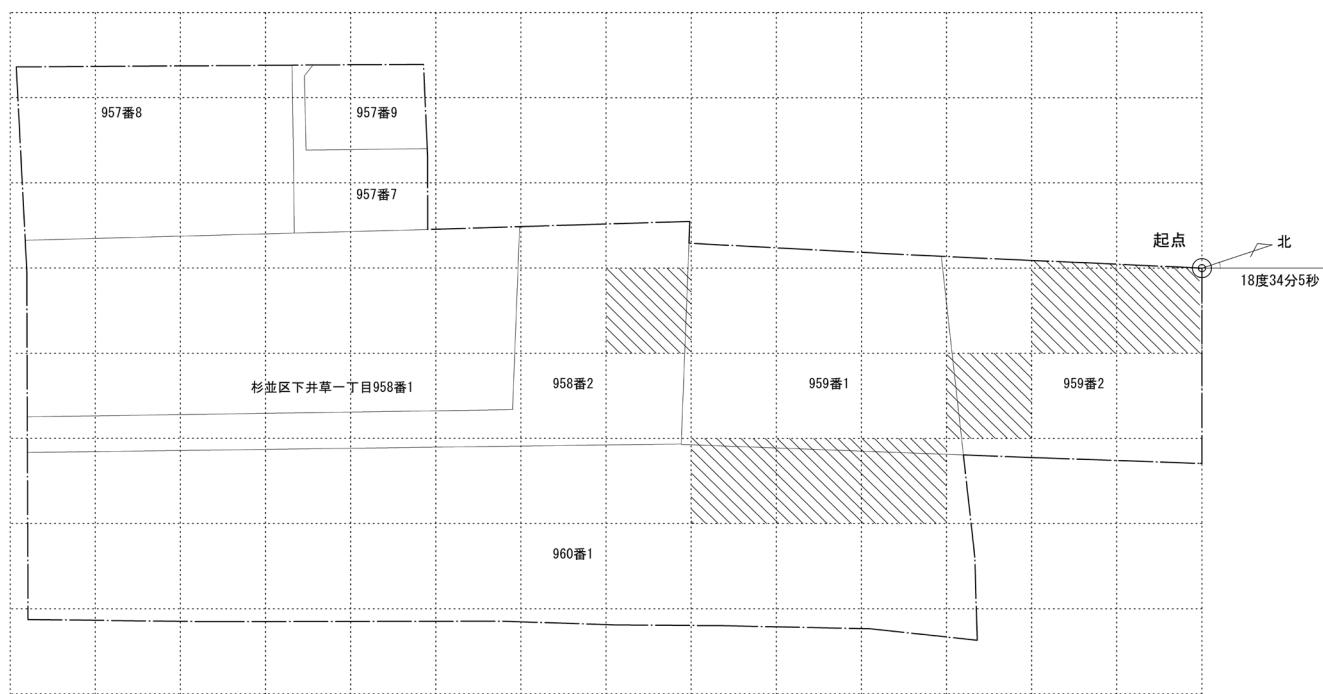
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（杉並区下井草

一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

別図



発行 東京
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001

定価 一本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
郵便番号 101-0051

【凡例】
----- : 単位区画
——— : 敷地境界
——— : 筆境界
■ : 形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、杉並区下井草一丁目959番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (18度34分5秒) 】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年四月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市芋窪六丁目千十二番
一及び千三十八番三の各一部

株式会社鈴建

代表取締役 鈴木雄一郎

日野市日野本町四丁目十五番
九の一部、同番二十二、同番

株式会社アステイーク

代表取締役 宮谷 祐介

二十六、同番二十七及び同番
七十一から同番七十四まで

立川市幸町一丁目二十一番
地一

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

国分寺市新町三丁目六番七及
び同番三十

西東京市東伏見三丁目六番
十九号

公 告